

政令第二百十四号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の施行期日を定める政令

内閣は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号

）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の施行期日は、平成十三年七月十五日とする。